

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 規則	五五
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	五五
訓 令	
○ 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令	五五
告 示	
○ 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件	五五
○ 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	五五
○ 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	五五
○ 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	五五
件	
○ 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	五五
○ 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件	五五
○ 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	五五
○ 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件	五五
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	五五
○ 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	五五
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五五
○ 臨港地区内における分区分を指定する件	五五
公 告	
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	五五
○ 争議行為を行う旨通知があった件	五五
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五五
○ 港湾計画の変更の概要を公告する件	五五
福島県病院局	

○ 一般競争入札を行う件

## 規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十五号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ウ中「うるし」の下に「マ、テレビン油」を加え、同表第七号シ中「サ」を「セ」に改め、同号中シをソとし、サをセとし、コをストし、スの前に次のように加える。

サ 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん  
シ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第一第七号中ケをコとし、カからクまでをキからケまでとし、オの次に次のように加える。

カ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

## 訓 令

### 福島県訓令第十五号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程（昭和五十五年福島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「財団法人ふくしま自治研修センター」を「公益財団法人ふくしま自治研修センター」に改める。

第七条第二項第三号中「財団法人東北自治研修所」を「公益財団法人東北自治研修所」に改める。

第八条第二項中「部の部長」の下に「、避難地域復興局」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年十一月十五日から施行する。

(職員研修課)

告 示

福島県告示第七百二十号

1 平成二十六年一月四日から同月三十一日までに資格(福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号)第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。)を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。)の審査を申請する、警戒区域等(原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。))により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。)に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があつた個人又は本店があつた法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内のみ支店があつた法人(以下「警戒区域等内法人等」という。)は、当該申請に係る審査基準日(資格の審査の基準となる日)をいう。以下同じ。)を平成二十三年三月十一日とすることができる。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。)(第二の第二号中「西暦における奇数年(以下「奇数年」という。))の一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌々年の」とあるのは「平成二十七年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号(中「奇数年の七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日

の属する年の翌年の」とあるのは「平成二十六年」とする。

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件(平成二十四年福島県告示第四百一号)による改正前の五十九号告示(以下「改正前告示」という。)(第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三年三月十一日及び第二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているものうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、改正前告示第四の第二号(中「国際標準化機構が定める規格(以下「国際規格」という。))ISO 9001若しくは日本工業規格JIS Q 9001又は国際規格ISO 14001若しくは日本工業規格JIS Q 14001の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。))、平成二十三年七月新潟・福島豪雨(平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害)についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第二百六十三号)により指定された激甚災害をいう。))又は平成二十三年台風第十五号による災害(平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害)についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第三百二十二号)により指定された激甚災害をいう。))をいう。以下同じ。))に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績」と、改正前告示第六の第一号(ア)中「国際規格ISO 9001若しくは日本工業規格JIS Q 9001又は国際規格ISO 14001若しくは日本工業規格JIS Q 14001の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日(第二号(五)にあつては、平成二十五年七月一日)を」とする。

福島県告示第七百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の

福島県知事 佐藤雄平 (入札監理課)

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	指 定 年 月 日
さとう胃腸科内科医院	福島市鳥谷野字宮畑九二一一	藤 雄 平	平成二十五年八月二日
キユウキユウ堂薬局南福島駅前店	同 市伏拝字台田二二一一		同 年同月二〇日
アイン薬局会津若松店	会津若松市一箕町大字亀賀北柳原二七一一		同 年一〇月二日
すみれ薬局	須賀川市宮先町二五一一		同 年九月一日
いなわしろ薬局	耶麻郡猪苗代町字梨木西六三一一		同 年一〇月一日

（社会福祉課）

**福島県告示第七百二十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

変 更 前	変 更 後	所 在 地
福島中央市民医療生活協同組合須川診療所	きらり健康生活協同組合須川診療所	福島市野田町一―二二―七二
福島中央市民医療生活協同組合上松川診療所	きらり健康生活協同組合上松川診療所	同 市北沢又字番匠田五
福島中央市民医療生活協同組合とやのクリニック	きらり健康生活協同組合とやのクリニック	同 市鳥谷野字宮畑六四一一

福島中央市民医療生活協同組合せのうえ健康クリニック	きらり健康生活協同組合せのうえ健康クリニック	同 市瀬上町字四斗時一一六
---------------------------	------------------------	---------------

（社会福祉課）

**福島県告示第七百二十三号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
医療法人光仁会あいづ整形外科リハビリテーションクリニック	会津若松市門田町日吉字対馬館三三―二二	会津若松市対馬館町五一
あみウイメンズクリニック	会津若松市一箕町大字八角字中村東一六―二	会津若松市八角町四―二
おおほり歯科医院	会津若松市一箕町大字八角字中村東二一―四	会津若松市八角町二―二

（社会福祉課）

**福島県告示第七百二十四号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平  
廃止年月日

さとう胃腸科内科医院 福島市鳥谷野字宮畑九二一一 平成二五年八月一日

コスモ調剤薬局上町店 南相馬市原町区上町三一二一一 同 年九月一七日

いなわしろ薬局 耶麻郡猪苗代町字梨木西六三一一六 同 年同月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十一条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

平成二十五年十一月十五日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤雄平

あさひデンタルクリニック 本宮市荒井字東学壇二八一ー一 指定辞退年月日 平成二五年九月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

氏名 住所 福島県知事 佐藤雄平

伊藤 彰彦 伊達市諏訪野三一 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

三一六 骨院 福島市鎌田一里塚五一 平成二五年六月一日

鈴木 茂幸 福島市大平寺字附 つるぎさわはり・ 福島市大森字西ノ内 同 日

屋敷八一二 きゆう整骨院 八八一二 (社会福祉課)

福島県告示第七百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護

法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

氏名 住所 福島県知事 佐藤雄平

本田 こずえ 福島市鎌田字一本 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

松五〇一三 中央在宅マツ 福島市三河北町二一 平成二五年七月一日

加藤 絵里香 福島市笹谷字前谷 サージ 在宅訪問マツ 二本松市竹田二一一 同 年九月一日

地三一ー一 サージあいの 八七ー四 月一日

て二本松店 (社会福祉課)

福島県告示第七百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
神田 肇	会津若松市対馬館町五一ー〇	かんだ接骨院	会津若松市門田町大字日吉字対馬館二九一七	会津若松市対馬館町五一ー〇

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名 称	事業所の 所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス の 種 類
ニューワー ク情報サー ビス有限会 社デイサー ビスみんな の家	岩瀬郡天栄 村大字白子 字西ノ内一 五	ニューワー ク情報サー ビス有限会 社	福島県須賀川市 栄町一六〇一	平成二五年 一〇月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
ライフケア ステーション まつたや	石川郡石川 町字長久保 九六	有限会社ホ テル松多屋	同 県石川郡石 川町字長久保九 六	同 日	居宅介護 支援事業
竹田福祉用 具レンタル サービス	会津若松市 本町一一一	株式会社ス プロウト	同 県会津若松 市本町一一一	同 年 九月二日	福祉用具 貸与 介 護予防福 祉用具貸 与 特定 福祉用具 販売 特 定介護予 防福祉用 具販売
さくら薬局 会津若松店	同 市 湯川町一 六二	クラフト株 式会社	東京都千代田区 丸の内一一一	同 年 八月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
デイサービ ス	同 市 湯川町一 五八	同	同	同 日	同
同 市	同	同	福島県会津若松	同	通所介護
同 市	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

スシなのき 新横東	新横町四一 六	ごやか	市神指町橋本三 二	九月一日	介護予 防通所介 護
クラフト薬 局新白河店	白河市新白 河二一六〇	クラフト株 式会社	東京都千代田区 丸の内一一一	同 年 九月二七日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
リハビリド ayココロ の家白河	同 市郭内 一一二	リハビリド ayココロ の家白河	福島県白河市郭 内一一二	同 年 一〇月二日	通所介護 介護予 防通所介 護
デイサービ ス白い風船	南相馬市原 町区上太田 字陣ヶ崎二 八一一一	株式会社ユ ニキャスト	同 県南相馬市 原町区深野字台 畑二一一一	同 年 一〇月一日	同
さくら薬局 相馬桜ヶ丘 店	相馬市中村 字桜ヶ丘二 一一一一	クラフト株 式会社	東京都千代田区 丸の内一一一	同 日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
さくら薬局 相馬店	同 市新沼 字坪ヶ迫一 三五八	同	同	同 日	同
デイサービ ス友遊Ⅱ	同 市中村 字北町一一 八	特定非営利 活動法人ふ れあいサポ ート館アトリ エ	福島県相馬市中 村字北町一一八	同 日	通所介護 介護予 防通所介 護
さくら薬局	二本松市成	クラフト株 式会社	東京都千代田区	同 日	居宅療養

二本松南店	田町一八 一五―三	株式会社	丸の内一―一	管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
さくら薬局 二本松本町 店	同 市本 町一―五五	同	同	同
さくら薬局 田村常葉店	田村市常葉 町常葉字内 町一―三	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第七百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十一月十五日から同年十二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ザ・ビッグ福島本宮店 福島県本宮市字万世二百二十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要
  - 1 交通に係る事項  
店舗敷地に隣接する南側と北側の市道については、本宮まゆみ小学校と本宮第一中学校の通学路として利用しており、店舗開店時間が午前七時であることから、通学のピーク時間帯(午前七時三十分前後)と重なっており、児童・生徒の安全確保を図るためにも、朝の通学時間帯において、誘導員を配置すること。
  - 2 防犯対策に係る事項  
届出内容を遵守して実行すること。
  - 3 騒音の発生に係る事項  
騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年条例第三十二号)に定める規制基準、排出基準を遵守すること。  
騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)に定める特定施設、または福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年条例第三十二号)に定める騒音指定施設を

設置する場合、設置の届出を行うこと。

- 4 廃棄物に係る事項等  
届出内容を遵守して実行すること。
- 5 街並みづくりに係る事項  
届出内容を遵守して実行すること。
- 6 その他  
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年条例第三十二号)に定める環境基準、排出基準を遵守すること。  
地域住民からの何らかの苦情や要望が発生した場合には、真摯に対応すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

個人 一名  
意見の概要  
自宅の敷地近くに荷さばき施設及び廃棄物保管施設が設置される計画であり、六時から二十一時まで大きな作業騒音が発生します。

届出の騒音予測データでは等価騒音レベルが敷地境界A地点で五十三・六デシベルであり基準値内ですが、作業に伴い最大で七十一デシベルの騒音が発生するとの説明がありました。

現在、敷地造成に伴い騒音が発生しており、日常生活に支障が出ております。  
開店後、最大七十一デシベルの騒音が断続的に発生すると日常生活及び健康面に支障を来すことから、近隣住民の生活環境を確保するよう対応をお願いします。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十一月十五日から同年十二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五十二街区一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
  - 1 廃棄物に係る事項  
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めると。

2 その他

周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努めること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十一月十五日から同年十二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十三号

臨港地区内における分区分を指定する件(平成十七年福島県告示第千二十二号)で相馬港臨港地区内における分区分として指定されたもののうち、商港区の区域(相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神に係る部分に限る。)を平成二十五年十一月二十九日から次の図のとおり変更する。

なお、「次の図」は省略し、その図面を福島県相馬港湾建設事務所及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(港湾課)

公 告

公告第三百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月六日

二 名称

特定非営利活動法人ひだまり

三 代表者の氏名

小澤 清一

四 主たる事務所の所在地

福島県喜多方市山都町字木曾五百四十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちが、地域で生きがいを持ち、ゆたかな暮らしを実現できるように必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百六十五号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長野地寿子から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十五年十一月一日付で通知があった。

平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 日時 平成二十五年十一月十八日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原総合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきようクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR.Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第三百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十五年十一月十五日

土地改良区の名称  
矢吹西部土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員

役別 氏名

理事 添田 勝幸

同 野崎 吉郎

同 鈴木 和夫

同 久保木 正大

同 大槻 福夫

同 星 計

同 綱藤 嘉正

同 石塚 健一

同 須藤 羊一

同 角田 秀明

同 戸倉 耕一

同 岡谷 勇蔵

同 佐々木 一恵

同 戸倉 孝男

同 大木 勝浩

同 星野 強

就任した役員

役別 氏名

理事 添田 勝幸

同 野崎 吉郎

同 鈴木 和夫

同 久保木 正大

同 常松 栄

同 小坂橋 正市

同 大野 清

同 森 与恵治

同 矢吹 キミ子

同 角田 秀明

同 戸倉 宏一

同 岡谷 勇蔵

住所

岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地

西白河郡矢吹町新町一六九番地

白河市大工町三八番地三

西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地

岩瀬郡天栄村大字大里字丸山二三番地

同 郡同 村大字大里字東丹下九四番地

同 郡同 村大字大里字仁戸内一七〇番地

同 郡同 村大字大里字南沢三五番地

西白河郡矢吹町本郷町四六八番地二

同 郡同 町田内一二〇番地

白河市大信中新城字赤坂一四番地

同 市大信下新城字野寺三六番地

西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬四四番地

同 市大信中新城字内屋敷九三番地

岩瀬郡天栄村大字大里字沢邸二八番地

西白河郡矢吹町井戸尻五五五番地

住所

岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地

西白河郡矢吹町新町一六九番地

白河市大工町三八番地三

西白河郡泉崎村大字太田川字居平五〇番地

岩瀬郡天栄村大字大里字新沢二六番地一

同 郡同 村大字大里字出田廻三〇番地

同 郡同 村大字大里字桑名邸五九番地

西白河郡矢吹町曙町三一一番地四

同 郡同 町南町二八七番地三

同 郡同 町田内一二〇番地

白河市大信中新城字内屋敷八九番地

同 市大信下新城字野寺三六番地

同 佐々木 一恵 西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬四四番地  
監事 星野 強 同 郡矢吹町井戸尻五五五番地  
同 戸倉 泰男 白河市大信中新城字赤坂四四番地  
同 大木 保志 岩瀬郡天栄村大字大里字沢邸一番地

(農村計画課)

公告第三百六十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、小名浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。  
平成二十五年十一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要を公告する件（平成二十五年公告第九十四号）によりその概要を変更した小名浜港港湾計画について、港湾の効率的な運営を促進するため変更した事項は、次のとおりである。

(一) 土地造成及び土地利用計画

(単位 ヘクタール)

七号 ふ頭	地区名	用地	港 湾 交 流 厚 生 用 地	工 業 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 用 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	廢 棄 物 取 扱 施 設 用 地	合 計
三二 (三二)		一一三 (一一三)				三 (三)					四六 (四六)

注一 (一)は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注二 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注三 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(二) 港湾の効率的な運営に関する事項

効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）

地区名	港湾施設の種類 又は土地の用途	規模 又は 面積
五・六号ふ頭	岸壁	水深一四メートル 水深一二メートル 面積一九ヘクタール



## 福島県病院局

二  
変更後の港湾計画の縦覧の場所  
福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

(港  
湾  
課)

東 港		七 号 ふ 頭					
ふ 頭 用 地	岸 壁	港 湾 関 連 用 地	交 通 機 能 用 地	ふ 頭 用 地	岸 壁	港 湾 関 連 用 地	交 通 機 能 用 地
面積二 三ヘクタール	水深二〇メートル 水深一四メートル 一 パ ー ス	面積一三 ヘクタール	面積三 ヘクタール	面積二七 ヘクタール	水深一三メートル 水深七・五メートル 二 パ ー ス 一 パ ー ス	面積一 ヘクタール	面積三 ヘクタール

## 公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成25年11月15日

福島県立宮下病院長 黒 沢 正 喜

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 全身用コンピュータ断層撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月25日（火）
- (4) 納入場所 福島県立宮下病院

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年12月6日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要

な資格の確認を受けること。

郵便番号969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150番地  
福島県立宮下病院事務部  
電話0241-52-2321

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明書の配布方法 平成25年11月15日(金)から同年12月6日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配布する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年12月25日(水)午後2時 福島県立宮下病院会議室(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日(金)午後4時30分までに必着のこと。)

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立宮下病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the equipment to be required: The whole body X-ray Computed tomograph 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 2:00p.m.,25 December 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail): 4:30p.m.,20 December 2013
- (4) Contact point for the notice:Medical Professions Division, Head Office, Fukushima Prefectural Miyashita Hospital, 1150 Mizujiri, Mishima-machi Onuma-gun, Fukushima 969-7511 Japan TEL0241-52-2321

( 事 務 部 )